

令和8年度つくば市農業経営体支援補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、深刻化する担い手不足の改善を目的とし、農業経営の改善を目指す農業経営体（以下「農業者」）に対して、当初予算の範囲内において令和8年度つくば市農業経営体支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その補助金の交付については、つくば市補助金等交付適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。
- (2) 認定新規就農者とは、法第14条の4第1項の青年等就農計画の認定を受けた者をいう。
- (3) つくば市地域計画の目標地図に位置付けのある農業者とは、農業経営基盤強化法第19条の規定に基づき、つくば市が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した目標地図に掲載された者をいう。
- (4) スポットワーク仲介サービスとは、デジタル技術を用いて、短時間・単発の就労を内容とする雇用契約を仲介する有料の民間サービスのことをいう。
- (5) 冷却機能付き作業服等（以下、作業服という。）とは、空調作業服、水冷式作業服、冷却機能付き作業服のことをいう。
- (6) 雇用契約の成立時期とは、事業主が掲載した求人に応募者が応募した時点のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付を申請する時点において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する個人又は市内に本店を有する法人であって、下記のいずれかの者
 - ア つくば市の認定農業者
 - イ つくば市の認定新規就農者
 - ウ つくば市地域計画の目標地図に位置付けのある農業者

- (2) 農業経営において、昨年度の農業収入があること。
- (3) 雇用及び購入が農業従事以外の目的ではないこと。
- (4) 申請時点において市税等の滞納がないこと。
- (5) 同一の申請内容で、年度内に他の助成制度による財政的支援を受けていないこと又は受ける見込みでないこと。
- (6) 令和8年度中にすでに同一項目の補助を受けていないこと又は受ける見込みでないこと。

(補助金の額及び経費等)

第4条 スポットワーク活用における補助金及び作業服購入における補助金の額は、別表1に定める補助対象経費で市長が定める額とする。なお、作業服購入補助においては、当該年度内での雇用予定を含めた農業従事者数を超える分については5着未満であったとしても補助対象外とし、かつ新品未使用のものを対象とする。

- 2 市長は、算出した補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の制限)

第5条 それぞれ補助金の交付を受けることができる回数は、一補助対象者につき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業を開始する前（スポットワーク活用補助に当たっては雇用契約の成立前、作業服購入補助に当たっては購入前）に令和8年度つくば市農業経営体支援補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 事業の円滑な実施を図るため、交付決定前に着手するときは、令和8年度つくば市農業経営体支援補助金交付決定前着手届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、令和8年度つくば市農業経営体支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(変更承認の申請等)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、当該交付決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容に重要な変更がある、又は補助事業を中止、若しくは廃止するときは、速やかに令和8年度つくば市農業経営体支援補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

なお、重要な変更とは下記（1）から（4）のとおりとする。

(1) 補助事業者の変更

(2) 事業費の増、又は交付決定額の30%を超える減額

(3) 冷却機能付き作業服等購入補助においては購入品目の変更

(4) スポットワーク活用補助においては補助対象月の変更

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、可否を決定し、令和8年度つくば市農業経営体支援補助金変更（中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その翌日から起算して20日以内又は令和9年3月12日のいずれか早い日までに、令和8年度つくば市農業経営体支援補助金実績報告書（様式第6号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条に規定する報告書の提出を受けたときは、必要に応じて検査を行い、交付決定の内容に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、令和8年度つくば市農業経営体支援補助金確定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 前条の規定による補助金額の確定通知を受けた補助事業者は、令和8年度つくば市農業経営体支援補助金請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

(決定の取消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、

補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、もしくは既に交付した補助金の全部または一部について、期日を定めて返還を命じることができる。

補助金返還を命じられた申請者は、市長が定める期日までに返還しなければならない。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、または受けたことが明らかとなったとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 自らの責めに帰すべき事由により補助事業を中止、又は廃止したとき。
- (4) 補助事業について、他の助成制度による財政的支援を受けているとき、又は受ける見込みがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当と市長が認めるとき。

(補助金の経理書類)

第13条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限等)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまで、あるいは破損等により使用が困難となるまで、補助金の交付目的に反してこれを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者が前項ただし書の規定により前項本文の財産を処分した場合において、これにより収入があったときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(委任)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、令和8年4月9日から施行する。

別表 1

補助対象	補助対象経費	補助限度額	補助回数	その他
スポットワーク活用補助	<p>(1) 雇用に伴うスポットワーク仲介サービス利用料</p> <p>(2) 雇用者毎の振込手数料</p> <p>※賃金、交通費、消費税は除く。</p>	<p>年度あたり上限を5万円とし、経費の1/2以内とする。</p> <p>※申請時、補助対象月を定め、1申請当たり年間4か月以内とする。</p>	個人・団体につき年度当たり1回	補助対象期間は交付決定後又は着手届受領後から令和9年2月末日までの雇用契約を該当とする。
冷却機能付き作業服等購入補助	<p>(1) 冷却機能付き作業服</p> <p>(2) 水冷式作業服</p> <p>(3) 空調作業服</p> <p>※消費税は除く。</p>	1着あたり上限1万円、最大5着、5万円を上限とし、補助額は購入費の1/2以内とする。	個人・団体につき年度当たり1回	作業服を構成するバッテリーやデバイス等部品単体のみの購入は対象外とする。また、市内販売店にて9月末日までの購入かつ中古等を除く、新品未使用品を対象とする。